兵庫県後期高齢者医療広域連合告示第 14 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の２及び兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 19 年条例第 21 号）第４条の規定に基づき、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和８年９月 25 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長　　福　元　晶　三

１　職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づく県内関係市町からの派遣職員で構成されており、職員は派遣元市町と広域連合との身分を併せて有しています。

(1) 職員の任免

令和７年４月１日に県内 12 市町の職員のうち 13 名、令和７年４月 18 日に県内１市の職員のうち２名、令和７年 10 月１日に県内１市の職員のうち１名、令和７年 11 月１日に県内１市の職員のうち１名、令和８年１月１日に県内１市の職員のうち１名について兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局の職員に任命しました。

令和７年４月 17 日に２名、令和７年９月 30 日に１名、令和７年 10 月 31 日に１名、令和７年 12 月 31 日に１名、令和８年３月 31 日に 16 名について兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局の職員の任命を解除しました。

(2) 職員数（令和７年４月１日現在）

46 名

２　職員の給与等人件費の状況

職員の給与等は、派遣元市町の規定に基づき、派遣元市町が職員本人に支給し、広域連合が派遣元市町に対してその支給額相当分を負担金として支出しています。

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和７年４月１日現在）

開始時刻	終了時刻	休 憩 時 間	１週間の勤務時間
午前８時 45 分	午後５時 30 分	午後０時から午後１時	38 時間 45 分

(2) 週休日（勤務時間を割り振らない日）

日曜日及び土曜日

(3) 休日（正規の勤務時間においても、勤務することを要しない日）

・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

・年末年始（12 月 29 日から１月３日）

(4) 休暇・休業制度の状況

派遣元市町の規定によります。

4　職員の分限及び懲戒処分の状況

該当はありません。

5　職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

令和７年度における承認件数は 33 件です。

（うち、派遣元健康診断等の参加によるもの 17 件）

(2) 営利企業等従事許可の状況

該当はありません。

6　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

派遣元市町において行われる研修に参加し、人材育成を図っています。

広域連合における研修については、兵庫県市町村振興協会が主催するパソコン研修をのべ 44 名が受講しました。

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については、派遣元市町の人事評価の規定により、派遣元市町が行います。

7　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

各種健康診断等の厚生事業については、派遣元市町において実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

該当はありません。

(3) 勤務条件に関する措置要求の状況

該当はありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当はありません。